

社会福祉法人愛知たいようの杜 個人情報管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることから、社会福祉法人愛知たいようの杜（以下「法人」という。）内の個人情報の取扱いに関する体制・基本ルールを策定し、法人が保有する情報の紛失、漏洩、改ざん等を防ぎ、個人の権利を保護するとともに、情報管理に関する法人としての社会的責任を果たすことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人データベース等 特定の個人情報を、コンピューターを用いて検索することができるように、体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピューターを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則に従って整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (3) 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、別紙で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (4) 個人データ 個人情報データベースを構成する個人情報をいう。
- (5) 保有個人データ 法人は開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶ恐れがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発する恐れがあるもの以外をいう。
- (6) 本人 法人が所有する個人情報で識別される個人をいう。
- (7) 役職員 法人の役員、正職員、契約職員、非常勤職員、アルバイト、派遣労働者をいう。

(対象となる情報)

第3条 この規程の対象となる情報は、法人で保管するすべての個人情報であり、電子データ、印字データの別を問わない。

(適用範囲)

第4条 この規程は、法人の各事業所の管理者に対して適用する。また、ボランティア、実習生等法人に属さない関係者に対しても、この規程の趣旨を踏まえた適切な取扱いを求めるものとする。又、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合、必要かつ適切

な監督をし、この規定に従って個人情報の適切な保護を図るものとする。

(法人の責務)

第5条 法人は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 組織及び体制

(個人情報管理責任者)

第6条 法人は、個人情報の適正管理のため個人情報管理責任者を定め、法人における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

- 2 個人情報管理責任者は、理事長が選任するものとする。
- 3 個人情報管理責任者は、理事長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、職員に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
- 4 個人情報管理責任者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
- 5 個人情報管理責任者は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を、各事業を所掌する職員に委任することができる。

第3章 個人情報管理に係る安全措置の概要

(個人情報保護に対する基本方針)

第7条 個人情報管理責任者は、個人情報保護に関する法人としての基本方針を定め、これを公表する。

(職員の個人情報の取扱い)

第8条 職員は、採用時にこの規程及びその他の個人情報に関する規則を遵守する旨の誓約書を法人に提出すると同時に、これらを遵守しなければならない。

(個人情報の収集)

第9条 収集する個人情報の利用目的を明文化し、施設内の掲示やホームページ等適切な方法により外部に公表する。

- 2 個人情報の収集は、利用目的の達成に必要な限度において行う。
- 3 法人は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - (1) 本人の同意があるとき
 - (2) 法令等の規定に基づくとき
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から所得することが困難なとき
 - (5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的が達成し得ないと認められるとき
- 4 収集済みの個人情報の利用目的の変更を要する場合は、あらかじめ個人情報管理責任者の承認を得たうえで、変更後の利用目的を公表する。

- 5 前項の規定にかかわらず、契約書等の書面やホームページの出力結果等、本人から個人情報を直接取得する場合、書面上の明記等の手法により、本人に対して利用目的を明示するものとする。

(個人情報の保管)

第10条 法人が保管する個人情報は、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

- 2 法人の保管する個人情報は、施錠管理、アクセス権も制限を行うなど、個人データの漏洩、滅失、き損の防止等必要かつ適切な安全管理対策を講ずるものとする。
- 3 上司は、自らが所属する各管理者が指名する代行権限者の承認なく、個人情報を法人外に持ち出し、あるいは、第三者に提供してはならない。
- 4 個人情報を委託先等外部に開示、提供する場合は、事前に個人情報管理責任者の承認を得たうえで、業務委託契約において、個人データの安全管理について受諾者等が講ずべき措置を明らかにし、受諾者等に対し、必要かつ適切な監督を行うものとする。

(個人情報の利用)

第11条 法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

- 2 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
- 3 法人は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

(利用目的外の利用制限)

第12条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

- 2 個人情報データベース等の作成のため、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合、委託先の個人情報の取り扱いが適切かどうか確認したうえ、業務委託契約に、委託業務遂行以外の目的での利用禁止、業務終了後の情報の返還又は廃棄、秘密保持、違反時の損害賠償等の条項を設けるものとする。長期間継続して業務を委託する場合には、委託先の個人情報取り扱い状況について確認を行い、必要に応じて指導、契約の見直しを行うものとする。
- 3 法人は、合併その他の事由により他の法人や事業所等から事業の継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - (3) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することが困難なとき

- (4) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのでは、その目的が達成し得ないと認められるとき
- (5) 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条第1項各号に掲げる者、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は、国際機関、外国における法76条第1項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合

（個人情報の廃棄）

第13条 保管期間を経過した個人情報又は当初の目的を達して不要となった個人情報は、速やかに廃棄するものとする。

- 2 個人情報の廃棄にあたっては、外部に漏洩しないよう、印字データについてはシュレッダー処理、電子データについては、データ消去を行わなければならない。なお、廃棄を外部に委託する場合は、外部業者が確実に廃棄したことを確認するものとする。

（第三者提供）

第14条 業務の遂行にあたり、個人情報を第三者に提供する必要がある場合には、原則として本人の同意を得るとともに、あらかじめ個人情報管理責任者に報告し、その指示に従って必要な対応を行う。

（本人からの照会対応等）

第15条 個人保有データに関する本人からの問い合わせ、情報開示、訂正、利用停止等の請求等、苦情及び照会の受付窓口は、法人本部、個人情報管理責任者とする。

- 2 受付窓口は、その対応に関する手続きを定め、これに従い速やかに必要な対応を行う。

（教育）

第16条 個人情報管理責任者は、個人情報管理の必要性及びその重要性について、職員の理解と意識啓発を図るための教育及び研修を定期的に企画し、実施するものとする。

- 2 ボランティア、実習生等に対しては、研修・ボランティア担当職員とともに、個人情報管理の必要性についての意識喚起を図り、適切な取り扱いを行うよう指導・監督する。

（規程への違反）

第17条 この規程への違反が明らかになった場合、法人は、就業規則の定めに従い、違反を行った職員を処分の対象とすることができる。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。